全Ｌ協保安３０第８５号

平成３１年３月２０日

正　会　員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）等（お願い）

標記につきましては、平成３１年２月４日付け全Ｌ協保安３０第６７号において、経産省の意見募集についてお知らせしておりました。

この度、その意見募集等を踏まえ、改正されたＬＰガス容器の充塡期限表示方法の見直し内容等が経産省のホームページに掲載されましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記内容をご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

記

**ＬＰガス容器の充塡期限表示方法の見直し【高圧法基本通達、液石法基本通達】**

①概要

現行の規定では、ＬＰガス容器について再検査期限を和暦で表示することとし

ている。２０１９年５月１日に新元号が施行される予定であることも踏まえ、今後は再検査期限を西暦で表示するよう、基本通達の改正を行う。

②具体的な規定の内容

再検査期限を、西暦年４桁で表示することとする。

経過措置として、

・基本通達等を一部改正する規程の施行の際現に表示をしている容器

・同規程の施行後、２０１９年１０月３１日までの間に表示をする容器

については、なお従前の例によることができるものとする。

**経産省のホームページ掲載アドレス**

<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2019/3/20190315.html>

以　上

発信手段：Ｅメール、保安部：髙木、片岡、橋本